

向島ニュータウンにおける住民主体のまちづくりの 伴走支援業務 委託仕様書

1 業務の目的

向島ニュータウンは、少子高齢化、人口減少、社会インフラの老朽化といった、全国の住宅団地と同様の課題を抱えているほか、公営住宅の比率が高く、外国籍住民も多く居住するなど、特色もある住宅団地である。

本市では、上記事情を背景として、平成29年3月には「向島ニュータウンまちづくりビジョン（以下「ビジョン」という。）」をとりまとめ、これまでから住民主体のまちづくり活動を支援してきた。

こうした中、本市が売却した向島中学校跡地に、民間事業者が建設した新たな地域交流施設（以下「新施設」という。）が完成したことを契機に、住民主体のまちづくりが更に進むことが期待される。

本事業では、住民主体のまちづくりが更に発展していくよう、新施設の運営支援やまちづくり人材の発掘および育成を行うことを目的に、まちづくりの専門家の派遣による伴走支援を行うものである。

2 業務委託期間

契約の日から令和8年3月31日（火）まで

3 業務内容

地域住民による新施設の持続可能な運営やまちづくり人材の発掘および育成のため、次の業務を行う。

なお、現時点では、新施設の運営は向島ニュータウンの住民等で構成する「向島地域交流スペース運営委員会（以下「運営委員会」という。）」が担っているため、運営委員会との連携を密にして、業務を行うものとする。

(1) 住民主体のまちづくりの伴走支援

- ・向島地域における住民主体のまちづくりが更に発展していくよう、必要に応じて先進事例の紹介等の助言を行うこと。
- ・地域住民による新施設の持続可能な運営を実現するため、新施設の運営やまちづくりを担うことが可能な組織の設立に向け、伴走支援を行うこと。
- ・住民合意が得られた場合は、法人化に必要な手続の支援（書類作成の助言等）を行うこと。

(2) 新施設の運営支援

- ・新施設を利用者に開放するための効率的な運用（予約、利用、精算等）の方法やシステムの構築を支援すること。なお、システムの構築に関しては、無償で公開されているシステムを活用するなど、住民が継続してシステムのメ

メンテナンスをしやすいように配慮すること。

- ・住民が運営やまちづくりのノウハウを身に付けるための先進事例を共有する勉強会等を1回以上実施すること。

(3) 新施設を活用した社会実験の実施

- ・新施設の活用方法の具体的な検討や主体的に運営に関わる若手人材の発掘に向け、新施設の利用を核としたイベント等の企画・運営を1回以上行うこと。
なお、イベント等においては、広く向島地域に開けたものとなるよう努めること。
- ・社会実験の実施に必要な備品（高額な備品を除く）や消耗品等の購入費用については、本委託事業に含むものとする。
- ・社会実験の内容については、運営委員会と十分に調整を行うこと。
- ・新施設（備品を含む。）の管理は運営委員会が担っていることから、新施設の利用にあたっては、運営委員会にあらかじめ承諾を得ること。

(4) 広報の実施

- ・新施設を核としたまちづくりの取組について、向島地域の住民に広く周知するため、「向島まちづくりニュース」の作成、印刷、配布を2回以上行うこと。

(5) 関係機関との連携

- ・業務の遂行に当たっては、ビジョンと関係の深い機関等とも協議・連携すること。

4 実施体制

- (1) 本市が特別の事情があると認めた場合を除き、本業務に係るプロポーザル方式による手続において受託者が提出した提案書に記載された実施体制により本業務を履行すること。
- (2) 本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 本業務の一部を委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により、その者の商号又は名称その他必要な事項を本市に通知し、本市の承諾を得ること。

5 成果物

- (1) 業務報告書 1部
- (2) 本業務で取得、利用又は作成した資料 1部
- (3) 上記(1)及び(2)に係る電子データ 一式

電子データは Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint、Adobe Acrobat を基本とする。Adobe Illustrator を使用する場合は、元データに PDF データを添えて提出することとする。その他のアプリケーションを用いる場合は、本市と協議を行う。

6 検査

- (1) 業務を完了したときは、速やかに完了通知書を提出し、業務を完了した旨を本市に通知すること。
- (2) 検査に合格しないときは、直ちに修補することとし、修補の完了を確認するための検査の詳細については、検査員の指示に従うものとする。

7 委託料の支払条件

委託料は、次に掲げる条件で支払う。

- (1) 前金払
前払金は支払わない。
- (2) 部分払
部分払は行わない。
- (3) 完了払
業務完了後、受託者からの請求に基づき支払う。

8 書類の提出時期

業務の各段階において、次に掲げる書類を速やかに提出すること。

- (1) 契約締結後 1 4 日以内
 - ア 業務実施計画書
 - イ 業務工程表
- (2) 業務完了後
 - ア 完了通知書
 - イ 納品書
 - ウ 請求書

9 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、本市と協議のうえ、決定するものとする。ただし、協議が整わない場合においては、本市が決定するものとする。
- (2) 取組主体の都合等により、業務の履行が困難になる等、業務内容に変更が生じた場合は、本市と受託者が協議のうえ、業務内容の変更や、これに伴う契約変更及び委託料の変更を行う場合がある。